

市有地除草業務に係る調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和元年 6 月 3 日

札幌市長 秋 元 克 広



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市財政局管財部管財課事務係（財産管理担当）
電話(011)211-2222

2 入札に付する事項

(1) 調達する役務名

- ア 市有地除草業務(東区 1)
- イ 市有地除草業務(東区 2)
- ウ 市有地除草業務(白石区・豊平区・清田区・厚別区)
- エ 市有地除草業務(西区・中央区・南区)
- オ 市有地除草業務(北区・手稲区)

(2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和元年 10 月 31 日(木)まで

(4) 履行場所 仕様書のとおり

(5) 入札方法

上記 2 (1) の件名ごとにそれぞれ総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった落札希望金額の 108 分の 100 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。）を入札書に記載すること。

なお、契約金額については、除草 1 回目（契約締結日から令和元年 7 月 31 日まで）は、当該入札書記載額の 2 分の 1 の額に 8% 相当額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）、除草 2 回目（令和元年 9 月 1 日から令和元年 10 月 31 日まで）は、当該入札書記載額の 2 分の 1 の額に 10% 相当額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）、それらを合算した額を定めるものとする。

なお除草 2 回目については、9 月中に除草業務が完了する場合は、このかぎりではない。

3 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30~32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が中分類の「公園街路樹等管理業」又は「その他サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除

- く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
 - (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
 - (6) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、企業区分が中小企業として登録されている者であること。
 - (7) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
 - (8) 一般廃棄物収集運搬業の許可を取得している者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記 1 に同じ。
- (2) 入札の日時及び場所
上記 2 (1) の件名ごとにそれぞれ以下のとおり
ア 令和元年 6 月 14 日（金）9 時 30 分
イ 令和元年 6 月 14 日（金）9 時 45 分
ウ 令和元年 6 月 14 日（金）10 時 00 分
エ 令和元年 6 月 14 日（金）10 時 15 分
オ 令和元年 6 月 14 日（金）10 時 30 分
札幌市財政局管財部契約管理課入札室（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目市役所 14 階北側）
- (3) 入札書の提出方法
上記 (2) の指定日時及び場所において、直接入札箱へ投函（紙入札方式）すること。（送付及び電送による提出は認めない。）

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
ただし、札幌市契約規則第 25 条各号のいずれかに該当する場合は、免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法
ア 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。
イ 入札参加資格の審査
落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。

